

学習者用端末の利用同意に関する確認書

前橋市教育委員会では、児童生徒1人1台の学習者用Chromebook端末を貸与し、学校及び家庭における学習活動で利用します。

つきましては、下記の内容及び別紙リーフレットをご確認いただきますようお願いいたします。

確認事項

1. 貸与の目的と利用範囲

- ・学習者用端末は、前橋市教育委員会が児童生徒へ貸与するものです。
- ・学校における学習活動及び家庭学習等の教育活動のために利用します。
- ・利用にあたっては、必ず別紙リーフレット(学習者用Chromebook端末ガイド)をご確認ください。

2. 個人情報・セキュリティ・学習データの取扱い

- ・クラウドサービス(GoogleWorkspace for Education等)を利用するに当たり、学習データの記録・活用のために、個人情報が保存されることがあります。
- ・教育活動の充実を図るため、児童生徒の発達段階等に応じて、教員の指導の下で生成AIサービスを活用する場合があります。
- ・教育活動の実施及び情報セキュリティの確保のため、学習者用端末の利用状況やアクセスログ等を確認する場合があります。

3. 初期不良・故障・破損・紛失時の対応

- ・端末の受領後は速やかに状態を確認し、初期不良その他著しい不具合等がある場合は学校へ連絡してください。
- ・通常の使用に伴う故障について、保護者負担を求めるものではありません。ただし、故意又は重大な過失により学習者用端末を破損、紛失した場合は、状況に応じて費用負担をお願いする場合があります。

4. 端末の返却

- ・卒業、前橋市立以外への転出、その他教育委員会が求める場合には、学習者用端末本体、ACアダプタ及び電源コードを元の状態に戻して、返却していただきます。